

管理と競争の教育をいっそう押しすすめ、
教育の無償化の流れを後退させる教育振興基本計画は認められない
～第2期教育振興基本計画の閣議決定についての談話～

2013年6月19日
日本高等学校教職員組合
教文部長 坂本 次男

政府は6月14日、2013年度から5年間の政府の教育目標を定めた「第2期教育振興基本計画」を閣議決定しました。中央教育審議会が4月25日に下村博文文部科学相に答申していたものです。教育振興基本計画は、改悪された教育基本法に基づき、国に作成することが義務づけられたもので、2008年に第1期教育振興基本計画(2008～2012)がつけられました。2013年度からの第2期計画については本来、昨年末の答申が予定されていましたが、安倍政権の発足を受けて、一部変更を迫られていました。

1 国・財界が望む「人材」の育成

第2期教育振興基本計画では、グローバル化、少子化・高齢化、東日本大震災などによる「危機的状況」をことさら強調し、世界に誇れる「人の絆」という「強み」を生かして、自助・共助を主とした「自立・協働・創造」をキーワードとした「生涯学習社会」を実現することで乗り切ろうという、国の責務を放棄した無責任なものとなっています。

国に頼らない生涯学習社会をつくるため、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4つを基本的方向性とし、8つの成果目標を設定しています。

「社会を生き抜く力」とは、国に頼らず自助・共助のための主体的な力であり、「誰もが身につけられるようにする」としています。「未来への飛躍を実現する人材の養成」とは一握りのエリートを養成することであり、そのため早期卒業制度の導入やスーパーサイエンスハイスクールの強化、さらにはスーパーグローバルハイスクールの創設を図ろうとしています。

2 貧困の連鎖を断ち切る「学びのセーフティネットの構築」を

「学びのセーフティネットの構築」については、「意欲ある全ての者への学習機会の確保」のため、各学校段階を通じた切れ目のない教育費負担軽減が必要として、幼児教育の負担軽減・無償化の検討、低所得世帯等の高校生への修学支援の充実、挫折や困難を抱えた子ども・若者の学び直しの機会の充実、学校施設の耐震化率の向上(2015年度耐震化完了)などを掲げています。こうした部分は、私たちの要求や国民的世論を反映したもので、第1期教育振興基本計画よりは前進しています。しかしながら、幼児教育の無償化については、「財源・制度等の問題を総合的に検討しながら進める」としており、実現はまだ未知数です。貧困の連鎖を断ち切るために緊急に実現する必要があります。

3 教育の無償化の流れに逆行する「高校無償化」への所得制限導入

「高校無償化」にかかわっては、3年経過後の見直しに当たり、完全不徴収の実現と高校生修学支援基金を活用した実質給付制奨学金の創設が望まれていましたが、安倍政権の誕生により、教育の無償化の理念は大きく後退しようとしています。

民主党政権下の「第2期教育振興基本計画(審議経過報告)」(2012.8.24)では、「高校無償化」を着実に実施し、所得連動返済型の奨学金事業の導入を都道府県に働きかける、としていました。しかしながら、4月の「答申」では、「施行から3年経過後の見直し規定」により「所得制限を

設けることも含め」で総合的な見直しをする、と後退しました。今回の閣議決定では、さらに、「所得制限を設け、低所得者のため給付型奨学金や公私間格差の是正方を現行の施策との関係を含め総合的に検討する」としています。

給付型奨学金の必要性については、私たちもその創設を強く要求してきたところですが、本来は「高校無償化」の不備を補うものとしてセットで実現すべきものでした。文部科学省も 2011 年までは 3 年連続で概算要求していましたが、財務省の厚い壁の前に創設されなかったものです。3 年経過後の見直しについては、「高校無償化法」の附帯決議で、「教育の機会均等を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずる」とされています。所得制限を導入することは、「社会全体であなたの学びを支えます」として、教育の無償化の流れを一步進めた「高校無償化」の理念を大きく後退させることとなります。また、日本政府は 2012 年 9 月に、国際人権規約 13 条 2 項 (b) (c) の留保を撤回したばかりですが、中等・高等教育の漸進的無償化を図るとした国際公約にも違反することとなります。「高校無償化」の財源づくりのために、高校生のいる世帯の特定扶養控除が縮小されており、所得制限が導入されれば大幅な増税となります。また、生徒の世帯の所得を証明するための事務手続きも膨大なものになり、本来、救済されなければいけない生徒が救われないという事態も起こりかねません。

4 OECD 並の公財政支出を拒否する財務省

国と地方が負担する教育費支出について、4 月の答申段階では、「将来的には経済協力開発機構 (OECD) 諸国並みの公財政支出を行うことを目指す」としていたものが、「OECD 諸国など諸外国における公財政支など教育投資の状況を参考とし」と大幅に後退しました。第 1 期教育振興基本計画では、文部科学省は「教育支出を 10 年間で GDP 比 5 % に引き上げる」などを打ち出そうとしましたが、「歳出削減」を主張する財務省に屈服して取り下げました。今回は 3 月の答申案の段階にはなかった「将来的には」との文言を追加して表現を弱めていましたが、歳出拡大につながる表現を嫌う財務省の要求にまたもや屈服した形となりました。

財務省の財政制度審議会答申 (2013 年 5 月 27 日) は、「我が国の教育に係る公財政支出が低いのは子どもの数が少ないからであり、こども一人当たりでみれば OECD 諸国と比べて遜色はない」としていますが、OECD 諸国のなかで教育費の私費負担がずば抜けて高いことの説明はできていません。

5 人格の完成を目的とした教育条件整備のための教育振興基本計画を

このほか基本計画では、今後 5 年間で実施すべき事として、道徳の教科化、土曜日の活用推進、6・3・3・4 制の見直し、高校の早期卒業制度の検討、高校段階から世界で戦えるエリートを育てるためのスーパーグローバルハイスクール創設、メリハリある給与体系の確立、教育委員会制度の抜本的改革など、管理と競争主義的な施策をより一層押しすすめる内容が並んでいます。

教育行政が作成すべき教育振興基本計画は、経済的論理にもとづく「財界が望む人材育成」を目的にするのではなく、「人格の完成」を目的とし、子どもたち一人ひとりの心・行動の変化に早期に気づき、対応できる少人数学級の実現とそれを支える教職員定数改善計画などの教育条件整備を中心としたものにすべきです。

「教育は個人の利益追求のための自己投資」ではなく、教育による最大の受益者は、国民を含んだ社会や国家そのものです。教育は将来の幸福な社会への投資であり、就学前から大学教育までの学びを社会全体で支えることが求められています。

日高教は、動き始めた教育の無償化の流れを後退させることなくさらにすすめるため、幅広い国民的な共同の力を結集して奮闘する決意です。

以上